

### 【日本平滑筋学会 会議 交通費支給に関する規定】

※会議が東京で開催される場合の委員の勤務地による会議交通費の支給額

- (1) 勤務地が都内の場合は一律 3,000 円を支給
- (2) 勤務地が千葉、埼玉、神奈川の場合には 2,000 円をプラスして一律 5,000 円を支給
- (3) 勤務地がそれ以外の場合には 3,000 円プラス交通費（実費；500 円単位で切り上げ）を支給
- (4) 会議が東京以外で行われる場合には上記規定に準ずる。
- (5) 日当はなしとする。

### 【別則】

#### (1) 支給対象

本学会に対して出席依頼のあった公的会議のうち、事務局が妥当と判断したものを支給対象とする。

#### (2) 規定(3)における交通手段について

1. JR の場合は特急の使用は可とするが、上級席（グリーン席、グランクラス）を使用する際の差額は自己負担とする。
2. 航空機の場合は極力低額料金のもの（早割、旅割など）とし、上級席（Class J, First class, スーパーシート）を使用する際の差額は自己負担とする。
3. それ以外の場合についても上級席を使ってもよいが、支給旅費は普通席の分のみとし、できるだけ割引運賃で利用することとする。